繰越事務手続の手引（別冊）

【翌債要求書、繰越計算書、箇所別調書及び審査表の記載上の留意事項】

令和8年10月

財務省近畿財務局編

【直轄事業】

１．翌債要求書と箇所別調書の記載が異なる・・・

４．支出負担行為（＝交付決定）済であるが、
繰越事由の発生月が支出負担行為（＝交付決定）年月日より前になっている・・・・・・・・・・・・・・・・13
５．補正予算であるが、
事項名の最後に「(補正予算分)」の記載がない
箇所別調書の備考欄に「〔第〇次補正〕」の記載がない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
６．箇所別調書の金額の合計が正しくない
箇所別調書に不要なシートが（非表示で）添付されている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
７．翌債要求書と審査表の予算科目等の記載が異なる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
８．翌債要求書と審査表の審査結果が整合しない・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

※ 翌債要求書・・・翌年度にわたる債務負担の承認要求書

※ 箇所別調書・・・箇所別調書及び理由書

1.翌債要求書と箇所別調書の記載が異なる

直轄

翌債要求書と箇所別調書との間で、事項名、金額、日付について同一の内容を記載すべき箇所及び翌債要求書の記載内容に合わせて記載すべき箇所は、以下のとおりです。（上段：翌債要求書、下段箇所別調書）

※事項名および金額は、箇所別調書の「CSV貼り付け」シートにADAMSから出力したCSVデータを貼り付けることでチェックできます。（具体的な方法は箇所別調書（Excel）の「作成要領・留意事項」シートの下の方に記載されています。）

翌年度にわたる債務負担の承認要求書

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
	(0)	(0)	(0)					
（目の細分）工事費	150,000,000	150,000,000	60,000,000	90,000,000				
(事項) △△農地整備事業（○○工区整備工事）	150,000,000	150,000,000	(0) 60,000,000	(0) 90,000,000	(0) 150,000,000	株式会社○○組 令和○年○月○日ほか○回		令和△年6月30日

目の細分がある場合は記載

事項名が同一

事項の金額が同額

同じ日付

箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）

（目の細分）工事費

事項No.	事項	箇所名	事業概要	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分（円）	左の額の支出見込額内訳 翌年度分（円）	事務事業の完了の見込年月日 当初	事務事業の完了の見込年月日 変更	事由 事由	事由 記号	事由 内容	事由 発生月	事由 事由による遅延期間	左記事由以前に生じた要因に係る遅延期間	備考
1	△△農地整備事業（○○工区整備工事）	○○県○○市△△番地、□□番地、××番地	工事概要 法面復旧工 L=0.3km 湧水処理工 L=0.9km 用水路工 L=0.1km 排水路工 L=0.1km 表土はぎ工 A=2.5ha 付帯工 一式 仮設工 一式	150,000,000	60,000,000	90,000,000	R△.3.31	R△.6.30	計画に関する諸条件	ア	騒音	8月	3ヶ月		
		合計		250,000,000	60,000,000	190,000,000									

■事項ごとの小計

事項No.	事項	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	本年度分	翌年度分	事務事業の完了の見込年月日
1	△△農地整備事業（○○工区整備工事）	150,000,000	60,000,000	90,000,000	R△.6.30

2.繰越計算書と箇所別調書の記載が異なる

直轄

繰越計算書と箇所別調書との間で、事項名、金額、日付について同一の内容を記載すべき箇所及び国庫債務負担行為の場合の記載例は、以下のとおりです。（上段：繰越計算書、下段箇所別調書）

※事項名および金額は、箇所別調書の「CSV貼り付け」シートにADAMSから出力したCSVデータを貼り付けることでチェックできます。（具体的な方法は箇所別調書（Excel）の「作成要領・留意事項」シートの下の方に記載されています。）

繰　越　計　算　書（明許繰越しの分）

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額 繰越承認済額	翌年度へ繰越額 要繰越額	不用となるべき額	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
（目の細分）工事費	240,000,000	198,400,000	（0） 0	（0） 41,600,000	0				
（事項）国道○号○○高架橋上部工事（国債R○歳出化分（R☆－R△））	240,000,000	198,400,000	（0） 0	（0） 41,600,000	0	（500,000,000） 198,400,000	甲株式会社 令和☆年○月○日 令和○年○月○日		令和△年9月30日

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）

（目の細分）工事費

事項No.	事項	箇所名	事業概要	支出負担行為計画示達額（円）	翌年度繰越額（円）	事務事業の完了の見込年月日 当初	事務事業の完了の見込年月日 変更	繰越事由 事由	記号	内容	発生月	繰越事由による遅延期間	左記事由以前に生じた要因に係る遅延期間	備考
1	国道○号○○高架橋上部工事（国債R○歳出化分（R☆－R△））	国道○号 ○○県○○市 ○○町○○地先	ｺﾝｸﾘｰﾄ橋上部 100m PC橋工 100m ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｾｸﾞﾒﾝﾄ 10本 支承工 20基 連結工 30本 床版工 200m3 橋梁付属物工 1式 足場等設置工 1,000m2 仮設工 1式	240,000,000	41,600,000	R○.2.28	R△9.30	計画に関する諸条件	ア	通行規制時間	12月	5カ月		（R☆.○.△ 国債歳出化分） R☆実績 120,000千円 R○ 240,000千円 R△ 140,000千円 計 500,000千円
		合計		240,000,000	41,600,000									

■事項ごとの小計

事項No.	事項	支出負担行為計画示達額（円）	翌年度繰越額	事務事業の完了の見込年月日
1	国道○号○○高架橋上部工事（国債R○歳出化分（R☆－R△））	240,000,000	41,600,000	R△9.30

目の細分がある場合は記載

事項名が同一

支出負担行為計画示達額が同額

翌年度繰越額（繰越計算書では繰越承認済額＋要繰越額）が同額

国庫債務負担行為に係る事業の場合は、各年度の歳出化額を記載する。

国庫債務負担行為に係るものについては、当初（変更があった場合は変更後）の支出負担行為済額は同額。

同じ日付

支出負担行為計画示達額と国庫債務負担行為の当該年度の歳出化額は、基本的には同額

3.箇所別調書の箇所名、事業概要が具体的でない

直轄

（誤）

箇所名
国道Ａ線 〇〇市〇〇町 12-1ほか

（正）

①

箇所名
国道Ａ線 〇〇市〇〇町 12-1、12-2、 15、18-2

②

箇所名
国道Ａ線 〇〇市〇〇町 12-1～18-2

（解説）

【箇所名】

① 箇所が特定できるよう、原則として全ての地番（地先）を表示する。地番（地先）が多数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表や位置を特定できる図面等を添付する。

② ただし、道路や河川のように、路線名・河川名及び起点・終点の表示により箇所を特定できる場合は、起点・終点による表示とすることができる。

【事業概要】 事業内容及び具体的な数量を記載する。数量等を具体的に記載できるものについて、単に「一式」と記載することは適切でない。

事業概要
地盤改良工　一式

事業概要
本工事 Ｌ＝80m、Ｗ＝16m 地盤改良工　Ａ＝800㎡ 道路側溝工　Ｌ＝160m 詳細設計　一式

※ 事業が用地取得や土地の取得に係る補償の場合

（誤）

箇所名	事業概要
国道C線 〇〇市〇〇町 3-1ほか2筆	用地取得　3筆 家屋　一式

（正）

箇所名	事業概要
国道C線 〇〇市〇〇町3-1、3-2、5-1	用地取得　Ａ＝200.56㎡ 家屋　３棟

（解説）

【箇所名】 用地取得の場合は、取得する土地が特定できるよう、全ての地番を表示する。地番が多数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表を添付する。

【事業概要】 取得する土地の合計面積を記載する。

４.支出負担行為済であるが、繰越事由の発生月が支出負担行為日（＝契約締結日等）より前になっている

直轄

支出負担行為（＝契約等）済みの事項について翌債申請する場合、繰越事由は支出負担行為日（＝契約締結日等）以後に発生したものである必要があります。
（支出負担行為日（＝契約締結日等）より前に発生した事由は繰越事由として認められません）

【翌債要求書の摘要欄】

摘要			
支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
（ 0 150,000,000	株式会社〇〇組 令和〇年〇月〇日ほか〇回		令和△年6月30日

①

【箇所別調書の事由欄】

事由				
事由	記号	内容	発生月	事由による遅延期間
計画に関する諸条件	ア	騒音	8月	3か月

②

【解説】

繰越事由の発生月(②)は、支出負担行為年月日（＝契約締結年月日等）（①)以後となる。

５.補正予算であるが、
事項名の最後に「（補正予算分）」の記載がない
箇所別調書の備考欄に「〔第○次補正〕」の記載がない

直轄

補正予算で措置された経費について繰越し（翌債）を行う場合には、事項名の最後に「（補正予算分）」と記載し、箇所別調書の備考欄に「〔第○次補正〕」と記載してください。

事項名

誤　○○合同宿舎加圧給水ポンプ交換工事（１号棟）

誤　○○合同宿舎加圧給水ポンプ交換工事（補正予算分）（１号棟）

正　○○合同宿舎加圧給水ポンプ交換工事（１号棟）（補正予算分）

箇所別調書

正

事項No.	事　　項	箇　所　名		記事由以前に生た要因に係る遅延期間	備考
1	○○合同宿舎加圧給水ポンプ交換工事（１号棟）（補正予算分）	○○合同宿舎 ○○県○○市○○町○○番地			〔第○次補正〕

6.箇所別調書の金額の合計が正しくない
箇所別調書に不要なシートが（非表示で）添付されている

直轄

別紙

箇所別調書及び理由書（翌債

（目の細分）工事費

事項No.	事　　項	箇　所　名	事　業　概　要	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分（円）	左の額の支出見込額内訳 翌年度分（円）	事務事業 当初	
1	○○川○○地区河道掘削工事	○○川 ○○県○○市○○町○○地先～○○市△△町△△地先	河道掘削　10,000m3 応急処理作業　1式 仮設工　1式	80,000,000	30,000,000	50,000,000	R△.3.	
2	△△川△△地区河道掘削工事（補正予算分）	△△川 ○○府○○市○○町○○地先～○○市△△町△△地先	河道掘削　約6,000m3 応急処理作業　1式 仮設工　1式	50,000,000	10,000,000	40,000,000	R△.3.31	R△.9.30
3	○○大堰ゲート設備整備工事（補正予算分）	○○大堰 ○○県○○郡○○町○○地先 （別紙のとおり）	作動油交換　1門分 水密ゴム取替　1門分	30,000,000	0	30,000,000	R△.3.31	
		合計		130,000,000	40,000,000	90,000,000		

（注）　原則（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。目の細分を要しない経費については申請毎にまとめても差し支えない。

■事項ごとの小計

事項No.	事項	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	本年度分	翌年度分	事務事業の完了の見込年月日
1	○○川○○地区河道掘削工事	80,000,000	30,000,000	50,000,000	R△.6.30
2	△△川△△地区河道掘削工	50,000,000	10,000,000	40,000,000	R△.9.30

箇所別調書及び理由書（翌債）　作成要領・留意事項　記載例　CSV貼り付け　リスト

準備完了

・この例では、7行目から9行目の金額の合計が表示されないといけないところ、一部の合計しか反映されていません。

・行の追加・削除を繰り返していると、合計欄の数式の反映する範囲がずれてしまうことがあります。
・事項数、箇所数が多いときは、特にご留意ください。

・財務局に箇所別調書を送信する際には、承認申請には不要なシート（「作成要領・留意事項」、「記載例」、申請者が独自に追加しているシート）を削除してください。
・シート「CSV貼り付け」については、使用していない場合は削除してください。

・上記の不要なシートを削除せずに非表示としている場合がありますが、**非表示ではなく、必ず削除してください**。

7.翌債要求書と審査表の予算科目等の記載が異なる

直轄

審査表の上部にある会計年度、所管、会計（組織・勘定）、項、事項の記載は、翌債要求書（事項別内訳表）と 以下のとおり対応します（上段：翌債要求書、下段：審査表）。

翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書(事項別内訳表)

農林水産省所管

令和〇年度

一般会計

部 局 等 、 項 及 び 事 項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳	
			本年度分	翌年度分
	円	円	円	円
(組織)農林水産本省				
037 農業農村整備事業費				
46 農業農村整備事業に必要な経費	150,000,000	150,000,000	(0) 60,000,000	(0) 90,000,000
(事項)〇〇農業水利事業(〇〇ダム放流設備工事)	150,000,000	150,000,000	(0) 60,000,000	(0) 90,000,000

翌債承認要求書審査表

令和 〇 年度

所管： 農林水産省

会計(組織・勘定)： 一般会計 (農林水産本省)

(項) 農業農村整備事業費

(事項) 農業農村整備事業に必要な経費

(目) かんがい排水事業費

番号	審査事項(要件等)	確認

番号	審査事項(提出書類)	確認

8.翌債要求書と審査表の審査結果が整合しない（1/2）

直轄

翌債要求書と審査表とが整合しない主な事例は以下のとおり（下の記載は「正」）。
審査事項に不適合のため下の記載とならない場合には、翌債は認められません。
※審査表は（目）ごとに作成します。

1. 審査表に対応する事項のうち一つでも支出負担行為（＝契約等）済みの場合

番号	審査事項（要件等）	確認
8	契約等に定められている内容（※）に沿って実施されている。 ※補助事業等は補助金等の交付決定に定められている内容。	○

番号	審査事項（提出書類）	確認
20－ⅰ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	○
20－ⅱ	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	○

【解説】 支出負担行為（＝契約等）済みの事項がある場合は、審査表の8、20-ⅰ、20-ⅱは「○」となる必要があります。

2. 審査表に対応する事項のうち一つでも支出負担行為（＝契約等）未済の場合

11	支出負担行為未済の事業は	ない。	―
		あるが、翌債とすることは妥当である。 支出負担行為予定年月：令和○年○月	○

【解説】 支出負担行為（＝契約等）未済の事項がある場合、審査表11は下段が「○」になる必要があります。その場合、今後の支出負担行為（＝契約等）予定年月を記載してください。

※ 当年度内に契約等をする必要があります。

次ページへ続く

8.翌債要求書と審査表の審査結果が整合しない（2/2）

直轄

翌債要求書と審査表とが整合しない主な事例は以下のとおり（下の記載は「正」）。
審査事項に不適合のため下の記載とならない場合には、翌債は認められません。
※審査表は（目）ごとに作成します。

3. 審査表に対応する事項のうち一つでも前金払又は概算払している場合

12	前金払又は概算払は	していない。	―
		しているが、支払見込額は適正である（過払いとはならない。）。	○

【解説】 翌債申請時点で国から契約等の相手方に前金払している事項がある場合は、審査表12は下段が「○」になる必要があります。

※ この場合、翌債要求書の「左の額の支出見込額内訳　本年度分」欄に、必ず金額が入ります。
ただし、翌債要求書の同欄に金額を記載したとしても翌債申請時点でまだ支出していない場合、 審査表12は上段の「していない」が「○」、下段が「－」になります。

4. 審査表に対応する全ての事項で出来高等の検査を行っていない場合

20-iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ翌債事由、完了見込み等から判断して適当である。	―

【解説】審査表に対応する事項の全てが国の出来高等の検査を行っていない場合は、審査表20-iiiは「－」を選択してください。

※ 翌債要求書の「摘要　事務事業の既済高及び検査年月日」欄は空白となります。
※ 多くの場合、審査表20-iiiは「－」となります。

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳		摘要			
			本年度分	翌年度分	支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
（事項）△△農業水利事業 （○○工区幹線水路改修工事）	150,000,000	150,000,000	(0) 60,000,000	(0) 90,000,000	(0) 150,000,000	株式会社○○組 令和○年○月○日ほか○件		令和○年○月○日

1.翌債要求書と箇所別調書の記載が異なる

補助

翌債要求書と箇所別調書との間で、事項名、金額、日付について同一の内容を記載すべき箇所及び翌債要求書の記載内容に合わせて記載すべき箇所は、以下のとおりです。（上段：翌債要求書、下段箇所別調書）

※事項名および金額は、箇所別調書の「CSV貼り付け」シートにADAMSから出力したCSVデータを貼り付けることでチェックできます。（具体的な方法は箇所別調書（Excel）の「作成要領・留意事項」シートの下の方に記載されています。）

翌年度にわたる債務負担の承認要求書

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
（目の細分）社会資本整備総合交付金	500,000,000	(0) 500,000,000	(0) 160,000,000	(0) 340,000,000				
（事項）○○市社会資本整備総合交付金（市道A線（○○工区）ほか1箇所分）	500,000,000	(0) 500,000,000	(0) 160,000,000	(0) 340,000,000	(0) 500,000,000	○○市長 令和○年○月○日ほか○回		令和△年9月30日

目の細分がある場合は記載

事項名が同一

事項の金額が同額

交付決定（支出負担行為）が数回に及んでいる場合、箇所別調書の備考欄に「当該箇所に係る交付決定日（最終分）　日付　」を記載

同じ日付

箇所別調書及び理由書（翌債承認に係るもの）

（目の細分）社会資本整備総合交付金

事項No.	事項	箇所名	事業概要	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分（円）	左の額の支出見込額内訳 翌年度分（円）	事務事業の完了の見込年月日 当初	事務事業の完了の見込年月日 変更	事由 事由	事由 記号	事由 内容	事由 発生月	事由 事由による遅延期間	左記事由以前に生じた要因に係る遅延期間	備考
1	○○市社会資本整備総合交付金（市道A線（○○工区）ほか1箇所分）	市道A線（○○工区） ○○市○○町 △△番地 □□番地 ××地先	工事概要 法面復旧工　L=0.3km 湧水処理工　L=0.9km 排水路工　L=0.1km 表土はぎ工　A=2.5ha 仮設工　一式	400,000,000	160,000,000	240,000,000	R△.3.31	R△.6.30	計画に関する諸条件	ア	騒音	8月	3カ月		当該箇所に係る交付決定日（最終分） R○.○○.○○
		市道B線（○○工区） ○○市○○町 △番地～□番地	【事業概要】 工事延長　L=300m 掘削（土砂）　9,000m3 構造物とりこわし　170m3 仮設工　一式	100,000,000	0	100,000,000	R△.3.31	R△.9.30	計画に関する諸条件	キ	低入札価格調査による遅延	10月	6カ月		当該箇所に係る交付決定日（最終分） R○.○○.○○
		合計		500,000,000	160,000,000	340,000,000									

■事項ごとの小計

事項No.	事項	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	本年度分	翌年度分	事務事業の完了の見込年月日
1	○○市社会資本整備総合交付金（市道A線（○○工区）ほか1箇所分）	500,000,000	160,000,000	340,000,000	R△.9.30

2.繰越計算書と箇所別調書の記載が異なる

補助

繰越計算書と箇所別調書との間で、事項名、金額、日付について同一の内容を記載すべき箇所及び国庫債務負担行為の場合の記載例は、以下のとおりです。（上段：繰越計算書、下段箇所別調書）

※事項名および金額は、箇所別調書の「CSV貼り付け」シートにADAMSから出力したCSVデータを貼り付けることでチェックできます。（具体的な方法は箇所別調書（Excel）の「作成要領・留意事項」シートの下の方に記載されています。）

繰　越　計　算　書　（明許繰越しの分）

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	支出済額及び支出すべき額	翌年度へ繰越額 繰越承認済額	翌年度へ繰越額 要繰越額	不用となるべき額	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
（目の細分）街路事業費補助	240,000,000	198,400,000	（0）0	（0）416,000,000	0				
（事項）A市街路事業費補助（市道○○線分）（国債R○歳出化分（R☆～R△））	240,000,000	198,400,000	（0）0	（0）41,600,000	0	（500,000,000）198,400,000	○○県知事 令和○年○月○日		令和△年9月30日

同じ日付

目の細分がある場合は記載

支出負担行為計画示達額が同額

翌年度繰越額（繰越計算書では繰越承認済額＋要繰越額）が同額

国庫債務負担行為に係る事業の場合は、各年度の歳出化額を記載する。

国庫債務負担行為に係るものについては、当初（変更があった場合は変更後）の支出負担行為済額は同額。

箇所別調書及び理由書（明許繰越しに係るもの）

（目の細分）街路事業費補助

事項No.	事項	箇所名	事業概要	支出負担行為計画示達額（円）	翌年度繰越額（円）	事務事業の完了の見込年月日 当初	事務事業の完了の見込年月日 変更	繰越事由 事由	記号	内容	発生月	繰越事由による遅延期間	左記事由以前に生じた要因に係る遅延期間	備考
1	A市街路事業費補助（市道○○線分）（国債R○歳出化分（R☆ー R△））	A市○○町○○地先～A市○○町××地先	道路改良 L=260m 道路土工 4㎥ 地盤改良工 60本 擁壁工 L=302m 水路工 L=150m 排水構造物工 L=200m 道路付属施設工 L=2m 構造物撤去工 一式 仮設工 一式	240,000,000	41,600,000	R○.2.28	R△9.30	計画に関する諸条件	カ	建築基準法・△△県	12月	5か月		（R☆.○.△ 国債歳出化分） R☆実績 120,000千円 R○ 240,000千円 R△ 140,000千円 計 500,000千円
		合計		240,000,000	41,600,000									

事項名が同一

■事項ごとの小計

事項No.	事項	支出負担行為計画示達額（円）	翌年度繰越額	事務事業の完了の見込年月日
1	A市街路事業費補助（市道○○線分）（国債R○歳出化分（R☆ー R△））	240,000,000	41,600,000	R△9.30

支出負担行為計画示達額と国債務負担行為の当該年度の歳出化額は、基本的には同額

3.箇所別調書の箇所名、事業概要が具体的でない

補助

（誤）

箇所名
市道Ａ線 〇〇市〇〇町 12-1ほか

（正）

①

箇所名
市道Ａ線 〇〇市〇〇町 12-1、12-2、 15、18-2

②

箇所名
市道Ａ線 〇〇市〇〇町 12-1～18-2

（解説）

【箇所名】

① 箇所が特定できるよう、原則として全ての地番（地先）を表示する。地番（地先）が多数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表や位置を特定できる図面等を添付する。

② ただし、道路や河川のように、路線名・河川名及び起点・終点の表示により箇所を特定できる場合は、起点・終点による表示とすることができる。

【事業概要】 事業内容及び具体的な数量を記載する。数量等を具体的に記載できるものについて、単に「一式」と記載することは適切でない。

事業概要
地盤改良工　一式

事業概要
本工事 Ｌ＝80m、Ｗ＝16m 地盤改良工　Ａ＝800㎡ 道路側溝工　Ｌ＝160m 詳細設計　一式

※ 事業が用地取得や土地の取得に係る補償の場合

（誤）

箇所名	事業概要
市道C線 〇〇市〇〇町 3-1ほか2筆	用地取得　3筆 家屋　一式

（正）

箇所名	事業概要
市道C線 〇〇市〇〇町3- 1、3-2、5-1	用地取得　Ａ＝200.56㎡ 家屋　３棟

（解説）

【箇所名】 用地取得の場合は、取得する土地が特定できるよう、全ての地番を表示する。地番が多数ある場合は、「別表のとおり」と記載し、別表を添付する。

【事業概要】 取得する土地の合計面積を記載する。

４.支出負担行為（＝交付決定）済であるが、繰越事由の発生月が支出負担行為（＝交付決定）年月日より前になっている

補助

交付決定済みの補助金等について翌債申請する場合、繰越事由は交付決定日以後に発生したものである必要があります。
（交付決定日より前に発生した事由は繰越事由として認められません）
※補助事業の場合、国の支出負担行為は交付決定です。

交付決定が1回の場合

【翌債要求書の摘要欄】

摘要			
支出負担行為済額	支出負担行為の相手方及び年月日	事務事業の既済高及び検査年月日	事務事業の完了の見込年月日
(80,000,000	○○県知事 令和○年○月○日		令和○年○月○日

①

【箇所別調書の事由欄】

事由				
事由	記号	内容	発生月	事由による遅延期間
計画に関する諸条件	ア	騒音	8月	3か月

②

交付決定が複数回の場合

【箇所別調書の事由欄・備考欄】

事由					左記事由以前に生じた要因に係る遅延期間	備考
事由	記号	内容	発生月	事由による遅延期間		
計画に関する諸条件	ア	騒音	8月	3か月		当該箇所に係る交付決定日（最終分） R○．○○．○○

②　①

【解説】

繰越事由の発生月(②)は、
支出負担行為（＝交付決定）
年月日(①)以後となる。

補助

５.補正予算であるが、
事項名の最後に「（補正予算分）」の記載がない
箇所別調書の備考欄に「〔第○次補正〕」の記載がない

補正予算で措置された経費について繰越し（翌債）を行う場合には、事項名の最後に「（補正予算分）」と記載し、箇所別調書の備考欄に「〔第○次補正〕」と記載してください。
※「（補正予算分）」は、事項名の途中ではなく、事項名の最後に記載してください。

事項名

誤　○○市都市公園事業費補助（建設局分）

誤　○○市都市公園事業費補助（補正予算分）（建設局分）

正　○○市都市公園事業費補助（建設局分）（補正予算分）

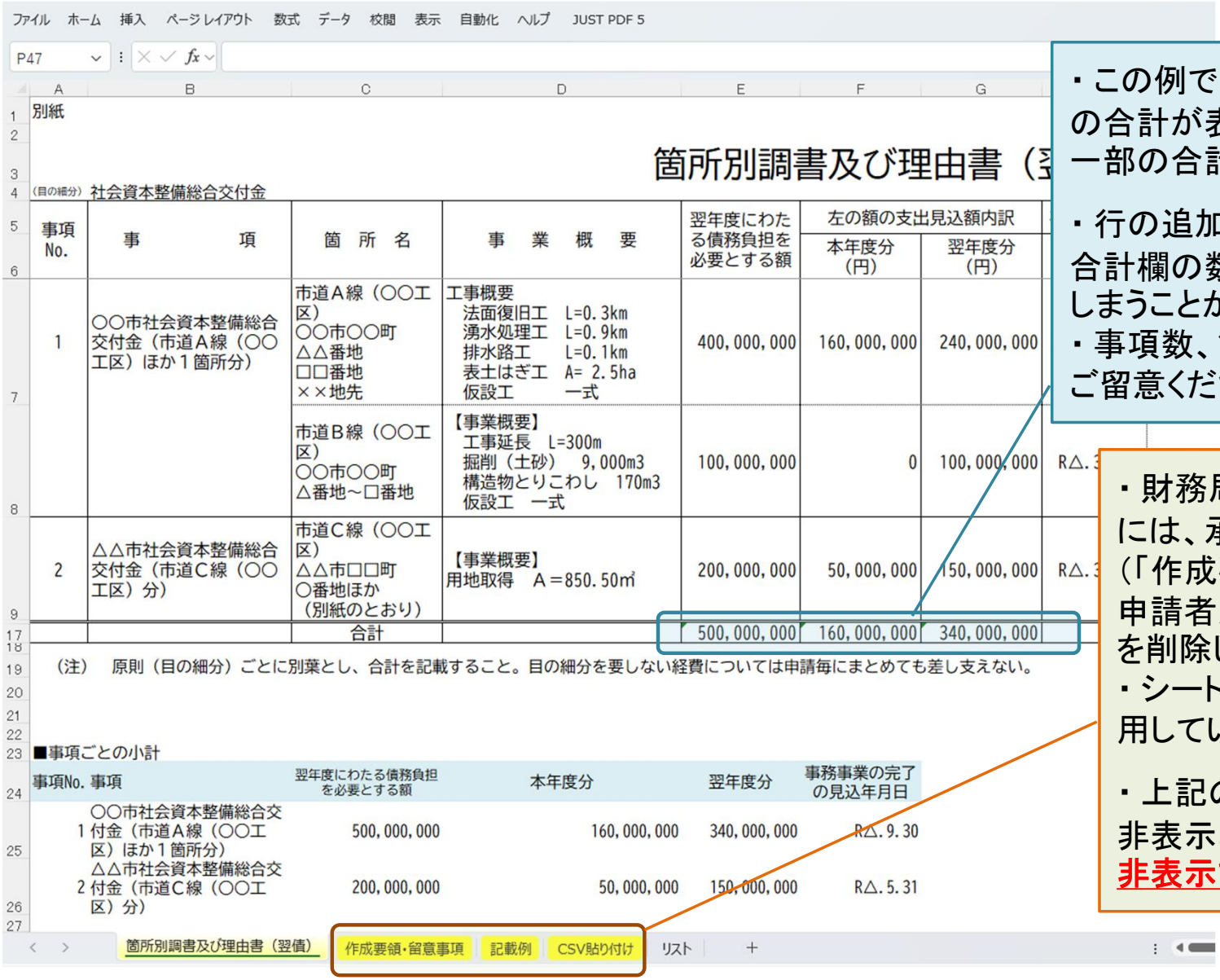
箇所別調書

正

事項No.	事　　項	箇　所　名		左記事由以前に生じた要因に係る遅延期間	備考
1	○○市都市公園事業費補助（建設局分）（補正予算分）	○○公園 ○○市○○町 △△番、□□番			〔第○次補正〕

６.箇所別調書の金額の合計が正しくない
箇所別調書に不要なシートが（非表示で）添付されている

補助



別紙

箇所別調書及び理由書（翌

（目の細分）社会資本整備総合交付金

事項No.	事　　項	箇　所　名	事　業　概　要	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分（円）	翌年度分（円）
1	○○市社会資本整備総合交付金（市道Ａ線（○○工区）ほか１箇所分）	市道Ａ線（○○工区） ○○市○○町 △△番地 □□番地 ××地先	工事概要 法面復旧工　L=0.3km 湧水処理工　L=0.9km 排水路工　L=0.1km 表土はぎ工　A= 2.5ha 仮設工　一式	400,000,000	160,000,000	240,000,000
		市道Ｂ線（○○工区） ○○市○○町 △番地～□番地	【事業概要】 工事延長　L=300m 掘削（土砂）　9,000m3 構造物とりこわし　170m3 仮設工　一式	100,000,000	0	100,000,000
2	△△市社会資本整備総合交付金（市道Ｃ線（○○工区）分）	市道Ｃ線（○○工区） △△市□□町 ○番地ほか （別紙のとおり）	【事業概要】 用地取得　A＝850.50㎡	200,000,000	50,000,000	150,000,000
		合計		500,000,000	160,000,000	340,000,000

（注）　原則（目の細分）ごとに別葉とし、合計を記載すること。目の細分を要しない経費については申請毎にまとめても差し支えない。

■事項ごとの小計

事項No.	事項	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	本年度分	翌年度分	事務事業の完了の見込年月日
1	○○市社会資本整備総合交付金（市道Ａ線（○○工区）ほか１箇所分）	500,000,000	160,000,000	340,000,000	R△.9.30
2	△△市社会資本整備総合交付金（市道Ｃ線（○○工区）分）	200,000,000	50,000,000	150,000,000	R△.5.31

箇所別調書及び理由書（翌債）　作成要領・留意事項　記載例　CSV貼り付け　リスト

・この例では、7行目から9行目の金額の合計が表示されないといけないところ、一部の合計しか反映されていません。

・行の追加・削除を繰り返していると、合計欄の数式の反映する範囲がずれてしまうことがあります。
・事項数、箇所数が多いときは、特にご留意ください。

・財務局に箇所別調書を送信する際には、承認申請には不要なシート（「作成要領・留意事項」、「記載例」、申請者が独自に追加しているシート）を削除してください。
・シート「CSV貼り付け」については、使用していない場合は削除してください。

・上記の不要なシートを削除せずに非表示としている場合がありますが、**非表示ではなく、必ず削除してください**。

7.翌債要求書と審査表の予算科目等の記載が異なる

補助

審査表の上部にある会計年度、所管、会計（組織・勘定）、項、事項の記載は、翌債要求書（事項別内訳表）と 以下のとおり対応します（上段：翌債要求書、下段：審査表）。

翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書(事項別内訳表)

国土交通省所管

令和〇年度　一般会計

部 局 等 、 項 及 び 事 項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳	
			本年度分	翌年度分
	円	円	円	円
(組織)国土交通本省				
280 社会資本総合整備事業費				
47 社会資本総合整備事業に必要な経費	500,000,000	500,000,000	0) 434,000,000	(0) 66,000,000
事項)〇〇市社会資本整備総合交付金(市道A線(〇〇工区)ほか1箇所分)	500,000,000	500,000,000	0) 434,000,000	(0) 66,000,000

翌債承認要求書審査表

令和 〇 年度　所管: 国土交通省　会計(組織・勘定): 一般会計　(国土交通本省)

(項) 社会資本総合整備事業費　(事項) 社会資本総合整備事業に必要な経費　(目) 社会資本整備総合交付金

番号	審査事項(要件等)	確認

番号	審査事項(提出書類)	確認

8.翌債要求書と審査表の審査結果が整合しない（1/2）

補助

翌債要求書と審査表とが整合しない主な事例は以下のとおり（下の記載は「正」）。
審査事項に不適合のため下の記載とならない場合には、翌債は認められません。
※審査表は（目）ごとに作成します。

1. 審査表に対応する事項のうち一つでも支出負担行為（＝交付決定）済みの場合

番号	審査事項（要件等）	確認
8	契約等に定められている内容（※）に沿って実施されている。 ※補助事業等は補助金等の交付決定に定められている内容。	○

番号	審査事項（提出書類）	確認
20－ⅰ	「摘要」欄の「支出負担行為済額」欄は、実際に支出負担行為がなされた金額である。	○
20－ⅱ	「摘要」欄の「支出負担行為の相手方及び年月日」欄は、適正である。	○

【解説】 支出負担行為（＝交付決定）済みの事項がある場合は、審査表の8、20-ⅰ、20-ⅱは「○」となる必要があります。

2. 審査表に対応する事項のうち一つでも支出負担行為（＝交付決定）未済の場合

11	支出負担行為未済の事業は	ない。	―
		あるが、翌債とすることは妥当である。 支出負担行為予定年月：令和○年○月	○

【解説】 支出負担行為（＝交付決定）未済の事項がある場合、審査表11は下段が「○」になる必要があります。その場合、今後の支出負担行為（＝交付決定）予定年月を記載してください。

※ 当年度内に交付決定する必要があります。

次ページへ続く

8.翌債要求書と審査表の審査結果が整合しない（2/2）

補助

翌債要求書と審査表とが整合しない主な事例は以下のとおり（下の記載は「正」）。
審査事項に不適合のため下の記載とならない場合には、翌債は認められません。
※審査表は（目）ごとに作成します。

3. 審査表に対応する事項のうち一つでも概算払している場合

12	前金払又は概算払は	していない。	―
		しているが、支払見込額は適正である（過払いとはならない。）。	○

【解説】 翌債申請時点で国から補助事業者に概算払している事項がある場合は、審査表12は下段が「○」になる必要があります。

※ 補助事業者から契約業者への前金払ではありません。

※ この場合、翌債要求書の「左の額の支出見込額内訳　本年度分」欄に、必ず金額が入ります。
ただし、翌債要求書の同欄に金額を記載したとしても翌債申請時点でまだ支出していない場合、 審査表12は上段の「していない」が「○」、下段が「－」になります。

4. 審査表に対応する全ての事項で国の出来高等の検査を行っていない場合

20-iii	「摘要」欄の「事務事業の既済高及び検査年月日」欄は、適正、かつ翌債事由、完了見込み等から判断して適当である。	―

【解説】審査表に対応する事項の全てが国の出来高等の検査を行っていない場合は、審査表20-iiiは「－」を選択してください。

※ 翌債要求書の「摘要　事務事業の既済高及び検査年月日」欄は空白となります。
※ 多くの場合、審査表20-iiiは「－」となります。

（参考）　翌 年 度 に わ た る 債 務 負 担 の 承 認 要 求 書

部局等、項及び目（目の細分）並びに事項	支出負担行為計画示達額	翌年度にわたる債務負担を必要とする額	左の額の支出見込額内訳 本年度分	左の額の支出見込額内訳 翌年度分	摘要 支出負担行為済額	摘要 支出負担行為の相手方及び年月日	摘要 事務事業の既済高及び検査年月日	摘要 事務事業の完了の見込年月日
(事項)○○市社会資本整備総合交付金 （市道A線(○○工区)ほか1箇所分）	500,000,000	(0) 500,000,000	(0) 160,000,000	(0) 340,000,000	(0) 500,000,000	○○市長 令和○年○月○日ほか○回		令和△年9月30日